

令和3年8月27日

学童クラブ施設長各位

読谷村長 石嶺 傳實
〈公印省略〉

学童クラブ特別保育の実施について（通知）

日頃より、本村の保育行政について、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本村においては、特別保育の期間を8月31日まで延長しておりますが、村立小学校の通常登校が9月6日より開始されることから、特別保育の実施期間を下記のとおり再延長することといたします。ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 保育対象 **保護者の全員が次の場合で、かつ休暇の取得が困難な場合**とします。
 - (1) 社会生活を維持する上で必要な業務に従事する必要がある方
 - (2) 運営の継続が求められている社会福祉施設等で従事する必要がある方
 - (3) その他、真にやむを得ない事情がある方

 2. 実施期間 （変更後）令和3年8月2日（月）～9月4日（土）
（変更前）令和3年8月16日（月）～8月31日（火）

 3. 保育時間 （変更後）通常通り 8月30日（月）から9月4日（土）の間
（変更前）8時30分から17時30分まで 8月16日（月）から8月31日（火）の間

 4. 保育料等 特別保育の実施期間中、登所を控えた日数に応じて保育料・給食費を返金いたします。
- ※ 今後、国や県、市町村等の動向により変更となる場合があります。その際には改めて本村ホームページ等でお知らせします。

お問い合わせ先 読谷村こども未来課 子育て支援係 TEL:098-982-9240
--